

## 市長提案理由説明要旨

### はじめに

本日ここに、平成三十一年三月、平成最後の魚津市議会定例会が開催されるにあたり、市政運営について所信の一端を申し述べますとともに、今議会に提案致しました平成三十一年度当初予算並びにその他の議案について、その概要をご説明申し上げます。

まず、本市の財政状況について説明致します。本市では、平成二十年度をピークに市税は徐々に減収となったものの、地方交付税や譲与税等が減収分をカバーしており、大きな歳入財源の落ち込みはありません。しかしながら、ほぼ毎年において基金取崩しによる財源不足の補填が続いております。特に平成二十六年度以降はその傾向が顕著となり、五億円から六億円の基金取崩しが続いております。これは、歳入が伸びない中で、少子高齢化や人口減少、地域活性化など、喫緊の課題に対応するため、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業の実施や小学校の統廃合に積極的に取り組んだことが一つ目の要因であります。本市の基金残高は、平成二十七年度までは二十億円から二十五億円程度を維持しておりましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業の実施や小学校の統廃合に取り組んだことや、平成二十九年度の大雪に係る除雪経費が増大したことで取崩し額が増え、基金残高が一気に減少致しました。このままの状態が続けば、平成三十一年度末の基金残高は、およそ九億円まで減少する見込みであります。とりわけ財政調整基金の残高は、およそ二億円まで減少することから、二〇二〇年度以降は、多額の取崩しは不可能な状況であります。

さらに、財源不足が拡大した二つ目の要因として、経常的な支出である物件費の増加があります。物件費は、平成二十年度決算で約二十三億円の支出でありましたが、平成三十一年度当初予算では約三十億円まで増加しております。中でも委託料が徐々に増加しており、これは公共施設の維持管理委託や市内のシステムの改修等に係る経費が増加していることに因ります。物件費と同様に特別会計への繰出金も平成二十年度決算で約二十二億円でありましたが、平成三十一年度当初予算では約二十八億円まで増加しております。これらは、医療・介護・下水道事業等に要する経費であり、今後も、高い水準で推移するものと見込まれます。

平成三十一年度予算編成作業においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業等の見直しを行ったものの、なお、基金を約四億五千万円取り崩して対応せざ

るを得ない状況にあったため、産科構想を中止し、財政の立て直しを優先することと致しました。これまでご協力をいただきました関係機関をはじめ、市民の皆さまや議員各位にお詫びを申し上げます。

今後は、今月中に魚津市行財政改革推進委員会を設置し、公共施設再編方針・定員管理計画の見直し等を早急に行い、本年九月を目途に本市の財政改革の取組内容を決定し、これを強力に推進致します。さらに、あと二年余りで終期を迎える第四次魚津市総合計画について、本市の課題等を十分に踏まえながら、二〇二一年度からのまちづくりの指針となる第五次魚津市総合計画の策定に向け準備を進めてまいります。平成三十一年度は、本市が、将来に向けて持続可能で発展していく足がかりの年として位置づけ、市職員が一丸となって、行財政改革に取り組んでまいります。

### 市政の取組

続きまして、最近の市政の取組状況について申し上げます。

去る十二月二十一日に「魚津市六次産業化等推進協議会」を設立致しました。本協議会では、市内の農林水産業者、商工業者及び関係機関等の連携を図りながら、魅力ある商品及びサービスの開発、販売等に関する取組方針として、本年度中に六次産業化等推進戦略を策定する予定としております。地産地消や農商工連携等に関する事業活動の促進を図り、魚津の資源を全国に発信するとともに、地域の持続的な発展に繋げたいと考えております。

去る二月六日に平成三十年富山県人口移動調査結果速報が公表されました。出生数から死亡者数を差し引いた自然動態は、県内全市町村で減となっておりますが、転入者数から転出者数を差し引いた社会動態は、本市を含めた県内六自治体で増加しております（富山市千三百五十六人、滑川市七十七人、射水市六十三人、舟橋村五十八人、魚津市五十六人、砺波市四十六人）。本市の社会動態が増加するのは、十二年ぶりであります。移住・定住に関する取組として、黒部市や朝日町と共に東京・名古屋でセミナーを開催するなどの連携した事業を実施致しました。今後も他市町村との連携を模索するなど、引き続き、移住・定住促進に取り組みたいと考えております。

また、去る二月十七日には、「魚津市まちづくりフォーラム二〇一九」を開催致しました。今回で七回目となるこのフォーラムでは、NPO法人まちづくり学校理事による講演会のほか、市内十三の地域振興会による、地域にあったまちづくりの取組が紹介されました。「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という熱い思いを感じることができました。今後も、市民と市の双方が力を出し合って地域課題を解決するため、さらに協働のまちづくりを推進してまいります。

今後も、市政全般において、市民や民間の皆さま、議員各位のご支援とご指導、ご協力をお願い申し上げます。

## 予算編成

次に、平成三十一年度当初予算案の概要について申し上げます。

平成三十一年度当初予算は、昨年秋に発表致しました行政経営方針に基づいて、「子育て支援」、「教育環境充実」、「観光振興」、「産業振興」、「魅力的なまちづくり」の五つの特定政策分野における取組をさらに加速化させるとともに、本市の喫緊の課題である急速な人口減少の克服と高齢社会において市民の健康増進を図ることを目的とした「人口減少・高齢社会対策の強化」に重点を置く一方で、厳しい財政状況が続いているため、事業実施から三年を経過した事業については、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業を中心に見直しを行ったところであります。

小学校整備が終了することもあり、平成三十一年度当初予算の規模は、一般会計については、百七十億三千万円、対前年度当初予算比六パーセント減となりました。

また、下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業が、公営企業会計に移行したことで、特別会計については、七会計から四会計となり予算総額で百五億百万円、対前年度当初予算比二十四パーセント減となりました。さらに公営企業会計は、これまでの水道事業に下水道事業を加えた二会計となり予算総額で五十二億二千二百万円、対前年度当初予算比四百六十．二パーセント増となりました。

次に、歳入について、市の歳入の根幹である市税は、対前年度当初予算比〇．二パーセント減の六十五億四千九百万円を見込み、地方交付税交付金や地方譲与税等については、国の地方財政計画を考慮した上で対前年度当初予算比二．九パーセント増となる四十一億五百万円を見込んでおります。なお、住吉保育園民設民営化事業、公民館施設整備事業等の大型建設事業については、国県支出金や地方債、基金を活用することと致しました。

続きまして、歳出について、まず、五つの特定政策分野における主な取組について内容をご説明致します。

一点目は、「子育て支援」についてであります。妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援により、安心して子どもを育てることができる環境の整備を進めてまいります。先ほど申しましたように産科構想は中止することになりましたが、引き続き子育て支援はしっかりと進めてまいります。

まず、本市の子育て支援を総合的、計画的に進めるため、二〇二〇年度から五

年間の「第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定致します。子どもの健やかな成長を促す環境の整備や子どもと家庭を地域全体で支えていく取組などを推進してまいります。

「住吉保育園民設民営化事業」では、魚津市立住吉保育園について、民間事業者が主体となって建替、運営していただき、併せて、教育・保育を一体的に提供できる認定こども園化を図るものです。これにより、教育・保育環境の充実や保護者の利便性の向上が図れるものと期待しております。

また、赤ちゃんと保護者のふれあいを深め、赤ちゃんの健やかな成長を図るため、「図書館子育て支援事業」を実施致します。

この他にも、魚津水族館において、県内十二市町村の五十三施設が参加し、祖父母と孫が一緒に来館した際の入場料を減免する「孫とお出かけ事業」なども実施してまいります。

二点目は、「教育環境充実」についてであります。本市の未来を担う子どもたちの教育環境の整備を進めてまいります。

「小学校整備事業」では、全国初となる木造三階建て校舎を建設し、この四月に住吉・上中島・松倉小学校の統合校として星の杜小学校が開校致します。この校舎内に魚津の先人の方々を顕彰する施設を整備しているところであり、この施設を活かしたふるさと教育を実施することとしております。今後、既存校舎の解体、学童保育施設建設、グラウンド・駐車場整備事業を行う予定にしております。

「小学校情報化事業」では、児童生徒がICT機器を活用して、課題解決に向けて主体的・協働的・探求的に学ぶ環境を整備してきており、平成三十一年度までに、市内すべての小中学校でICT環境を整備致します。

「特別支援教育推進事業」では、新たに特別支援教育の専門家であるコーディネーターを配置し、悩みを持つ保護者との面談、特別支援教育向上のための教員研修等を推進し、早期支援や進学時の適切な引継ぎを進め、切れ目のない支援体制の充実を図ってまいります。

「地場産業体験学習支援事業」では、民間企業と連携し、本市ならではの農業や漁業、製造業等の体験学習を実施することで、子どもがふるさと魚津の良さを実感する機会を創出致します。

「魚津市史（自然編）刊行事業」では、これまで六巻発行されている本市の歩みや歴史を記した魚津市史に加えて、平成三十一年度はこれまでの最新の学術調査の成果を盛り込んだ「自然編」を刊行致します。

この他にも、富山県水産研究所と魚津水族館が共同でリュウグウノツカイなどの深海性魚介類の調査研究に取り組むこととしており、その成果も活用し富山湾の魅力を発信してまいります。さらに、水族館を地域へPRすることを強化するため、幼稚園・保育園への出前講座や今まで蓄えてきた調査・研究の成果を伝え

る発表会などを開催する「富山湾の魅力発見リュウグウノツカイ事業」にも取り組んでまいります。

三点目は、「観光振興」についてであります。魅力ある資源を活用し、効果的な情報の発信に努め、交流人口の拡大を進めてまいります。

本年十月には、「世界で最も美しい湾クラブ」の総会が富山県で開催されます。世界各国から多数の外国人が来県され、エクスカーションで魚津埋没林博物館にも来館されるため、埋没林や蜃気楼の魅力を発信する絶好の機会ととらえ、外国語対応や設備改修を行います。また、「博物館魅力アップ事業」として、魚津埋没林博物館に、目の錯覚を利用した3Dアートを施設内に仕掛けることで驚きや面白さを演出し、入館者のSNSを通じて全国に魅力を発信していただきたいと考えております。

この他にも、インバウンド事業や産業観光推進事業などを継続して実施してまいります。

四点目は、「産業振興」についてであります。ものづくりを中心とした製造業をはじめ、サービス業や農林水産業等の付加価値を高めることで各産業の振興を図ってまいります。

「企業適地調査事業」では、企業の立地に適した土地を把握するための調査を実施し、今後、市外からの企業誘致及び市内企業の移転先の確保に迅速に対応できるよう準備を進めてまいります。

「新分野産業育成事業」では、地理的な制約を受けずに新たな就業人口の流動が期待できるゲーム関連産業等に係る人材の育成や掘起しを継続しながら、新たに首都圏の情報サービス関連企業へのPR活動を実施し、市内への事業所誘致に向けた取組を行ってまいります。「サテライトオフィス設置促進助成事業」では、市内でサテライトオフィスの設置に要する費用の一部を助成することで、UIJターンの推進及び新たな雇用の創出を図るとともに、働く場所を問わない新しい働き方の普及・啓発に繋がりたいと考えております。

「高校生合同企業説明会」では、市内企業の人手不足解消に向けて、就職希望の高校生を対象に合同企業説明会を開催し、若者雇用の確保及び就業の促進を図ってまいります。

「水産業競争力強化緊急施設整備事業」については、魚津漁業協同組合が水産加工品の生産能力増強を図るために実施する食品加工場の整備及び機器の導入に対する補助事業ですが、これにより、水産加工品の需要拡大を図るとともに、地元水産物を加工原料とすることによる魚価の上昇に繋がりたいと考えております。なお、この事業は、国の補正予算を活用して、三月補正予算に計上致しております。

五点目は、「魅力的なまちづくり」についてであります。急激に変化する社会情勢の中であっても、快適で安心・安全なまちづくりを推進してまいります。

「移住支援金交付事業」では、国が実施する東京からの移住支援事業に加えて、市独自で大都市圏からの移住者に対する助成を行うことで、本市への移住を促進致します。

地域の防災力向上を図るため、自主防災組織の自主的避難所の運営計画等の策定に対する助成を継続して行うほか、新たに孤立のおそれのある集落への防災資機材整備に対して助成を行います。

「地方公共団体と連携した二酸化炭素排出削減促進事業」では、地球温暖化防止のための国民運動「COOL CHOICE」の普及・啓発のため、環境フェスティバル等のイベント会場やケーブルテレビ等で広報活動を展開し、地球温暖化対策の取組を進めてまいります。

「東山円筒分水槽周辺整備事業」では、課題となっている来訪者が訪れやすい環境整備を段階的に進めてまいります。

また、旧片貝小学校について、豊かな山の自然や山村文化等の体験、宿泊を行うことができる施設として改修致します。

この他にも、下水道事業の経営状況を的確に把握し、財政マネジメントの向上等にこれまで以上に取り組むため、平成三十一年度から公営企業会計へ移行致します。これにより、下水道事業の収支のバランスや資産等を的確に把握し、経営状況の見える化を図ってまいります。

また、水道事業については、施設の老朽化や給水人口減少による料金収入の減少など、経営環境が厳しさを増しており、経営基盤強化のため、上水道事業と簡易水道事業の会計を統合するとともに水道料金を増額改定致します。これにより、浄配水場や基幹管路の耐震化を進めてまいります。

次に、人口減少の克服と高齢社会への対応における取組についてご説明致します。

まず、「人口減少対策」についてであります。魚津での暮らしの魅力をはじめ、効果的な情報発信により移住・定住の促進や移住者を受け入れる地域の体制を整備してまいります。

「うおづすりこみプログラム」は、魚津への愛着心を育み、一旦市外で生活しても、将来的に本市へ戻る意識を醸成する対象年代別プログラムであり、平成三十一年度は、今年度ALIVEプログラムで首都圏等在住者と本市職員が検討し、提案した地域活性化のための事業の実現に向け、引き続きALIVEプログラムに参加してまいります。

「二十五歳の成人式事業」では、二十五歳という年齢を対象に地元での同窓会的なイベントを開催することで、ふるさと魚津との繋がりを再認識してもらい、

Uターンや定住の促進を図ってまいります。

「ふるさとワーキングホリデー事業」では、都市部を中心とした県外の若者等が働いて収入を得ながら一定期間本市に滞在し、市民との交流などによって魚津の暮らしを体験することをきっかけとして、移住に繋がりたいと考えております。

次に、「高齢社会対策」についてであります。高齢社会において、健康づくり推進プロジェクトに取り組むことで健康への意識を高め、健康寿命の延伸を目指してまいります。

「健康うおづ プラス<sup>ワン</sup>」では、「あと一皿、野菜料理を食べる」、「毎日プラス十分、体を動かす」など食や運動、健診による健康づくりに取り組むことで、市民の健康づくりに対する意識を高め、がんや糖尿病等の生活習慣病の予防を推進してまいります。

最後に、「東京オリンピック・パラリンピック対応」についてであります。東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とした人にやさしいまちづくりを目指してまいります。

「ありそドームトレーニングマシン整備事業」では、トレーニングマシンを更新し、更なる利用者増に繋げてまいります。併せて、「東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致推進事業」とともに、事前合宿の練習施設としての魅力向上を図ってまいります。

「田園サイクリングコース整備事業」では、新たに田園サイクリングコースを整備し、本年十月の世界で最も美しい湾クラブ総会開催までに富山湾岸サイクリングコースと接続することによって、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、魅力的なまちづくりを進めてまいります。

繰り返しになりますが、今後、職員が一丸となって行財政改革に取り組み、まずは、財政収支を安定させ、基金に頼らない財政構造の実現を目指してまいります。

## 条 例

予算以外の議案と致しまして、まず、条例関係の議案と致しましては、

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」等の新規制定を二件、「魚津市CATV施設の設置及び管理に関する条例」等一部改正を十一件、「魚津市高齢者ふれあいの家設置条例」の廃止を一件提案致しております。

## その他

次に、その他の議案と致しましては、市道路線の認定について、一件提案致しております。

## 平成三十年度補正予算

次に、平成三十年度魚津市一般会計及び特別会計補正予算についてであります。一般会計補正予算の規模は、四億九千万円となっております。今回補正致しますものは、CATV施設整備や企業立地事業、除雪委託費などについて補正措置を講ずるものであります。

また、CATV施設整備事業など十九事業において繰越明許費を、一般廃棄物等収集運搬業務委託など六件については債務負担行為を、それぞれ設定致したいのであります。

次に、三つの特別会計補正予算の規模は、六百万円の増となっております。

また、公共下水道汚泥処理業務委託など二事業については債務負担行為を設定致したいのであります。

以上、今回補正致しますものは、国庫補助金を活用した事業、事業費の精算など、いずれも市政執行に必要な欠くことのできない経費について、補正措置を講ずるものであります。

## 専決処分

次に、専決処分と致しましては、平成二十六年七月に発生した中央通り地内での下水道管の閉塞による事故について、平成三十年十一月二十一日に裁判所から職権による和解勧告がなされ、この紛争を早期に解決させるために、地方自治法第一百七十九条第一項の規定による専決処分により和解したので、同条第三項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。

## 訴えの提起

次に、訴えの提起と致しましては、市税の滞納者が有する過払金返還請求権を差し押さえ、消費者金融会社三社に対してその支払いを求めてまいりましたが履行されないことから、取立訴訟を提起するものであり、地方自治法第九十六条第一項第十二号の規定により、三件について議会の議決を求めるものです。

## 報告案件

最後に、専決処分の報告と致しまして、地方自治法第一百八十条第一項の規定により、議決により指定されました交通事故等による損害賠償の額の決定及びその



和解について三件の専決処分を致しましたので、同条第二項の規定により議会に報告するものであります。

以上、本日提出しました議案の説明と致します。

何とぞ、慎重ご審議のうえ、議決をいただきますようお願い申し上げます。